

議案第 24 号 北海道職員等の育児休業等に関する条例及び北海道職員
の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を
改正する条例案

北海道職員等の育児休業等に関する条例及び北海道職員の勤務時間、休暇
等に関する条例の一部を改正する条例

(北海道職員等の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 1 条 北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成 4 年北海道条例第 3 号）
の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号ア(イ)を次のように改める。

(イ) その養育する子（育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以
下同じ。）が 1 歳 6 か月に達する日（第 2 条の 3 第 3 号において「1
歳 6 か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場
合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き
採用されないことが明らかでない非常勤職員

第 2 条第 4 号イ中「次条第 3 号」を「第 2 条の 3 第 3 号」に、「の 1 歳到達
日（」を「が 1 歳に達する日（以下イ及び同条において「1 歳到達日」とい
う。）（」に改める。

第 2 条の 3 を第 2 条の 4 とする。

第 2 条の 2 第 3 号中「が 1 歳 6 か月に達する日」を「の 1 歳 6 か月到達日」
に改め、同条を第 2 条の 3 とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

(育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める者)

第 2 条の 2 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和
22 年法律第 164 号）第 6 条の 4 第 2 項に規定する養育里親である職員（児童
の親その他の同法第 27 条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定
により、同法第 6 条の 4 第 1 項に規定する里親であって養子縁組によって養
親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職
員に限る。）に同法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により委託されている当該児
童とする。

第 3 条第 1 号を次のように改める。

(1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め又は出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合のいずれかに該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条中第7号を第8号とし、同条第6号中「第2条の2第3号」を「第2条の3第3号」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合のいずれかに該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（同項に規定する特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第11条第1号を次のように改める。

(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が産前の休業を始め又は出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第11条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第25条第2項中「育児の休暇を承認されている」を「介護時間（勤務時間等条例第16条の2第1項又は学校職員勤務時間等条例第16条の2第1項（市町村

立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。)に規定する介護時間をいう。以下この条において同じ。)又は育児の休暇の承認を受けて勤務しない」に、「当該育児の休暇の」を「当該介護時間又は当該育児の休暇の承認を受けて勤務しない」に改め、同条第3項中「育児の休暇を承認されている」を「介護時間に相当する休暇又は育児の休暇の承認を受けて勤務しない」に、「当該休暇を承認されている」を「これらの休暇の承認を受けて勤務しない」に改める。

(北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成10年北海道条例第3号)の一部を次のように改正する。

第9条の3第1項中「その子」の次に「(地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。以下この項及び次条において同じ。)」を加え、同条第2項中「規定する者を」を「規定する要介護者を」に、「その子」を「その子(地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。以下この項及び次条において同じ。)」に、「第16条第1項に規定する者(」を「要介護者(第16条第1項に規定する要介護者をいう。)」に、「「要介護者」という」を「同じ」に、「育児」を「育児を」に、「「介護」を「「介護を」に改める。

第9条の4第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に、「規定する者を」を「規定する要介護者を」に、「第16条第1項に規定する者(以下この項及び第3項において「要介護者」という」を「要介護者(第16条第1項に規定する要介護者をいう。以下この項から第3項までにおいて同じ)」に、「前項中」を「第2項中「3歳に満たない子のある職員が当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、前項中」に改める。

第12条中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

第16条第1項中「職員が」の次に「要介護者(」を、「もの」の次に「をいう。以下この項及び次条第1項において同じ。)」を、「ため、」の次に「任命権者が、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介

護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（次項及び次条第1項において「指定期間」という。）内において」を加え、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改める。

第16条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第16条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 前条第3項の規定は、介護時間について準用する。

第17条第2項中「前条第3項」を「第16条第3項」に改め、「前項の」を削る。

第18条の見出しを「（病気休暇等の承認）」に改め、同条中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

附則第8条中「の規定の」を「（第16条の2第3項及び第17条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の」に、「同項」を「第16条第3項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 第2条の規定による改正前の北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例第18条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であつて、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る第2

条の規定による改正後の北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、人事委員会規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

（人事委員会規則への委任）

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

説 明

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の改正に鑑み、職員について、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するとともに、介護休暇の取得可能期間を分割して取得することができるようにする等の措置を行うこととするため、この条例を制定しようとするものである。